

令和6年度意見交換会

日時：令和6年9月3日（火）14：00～16：00

場所：滋賀県庁 大津合同庁舎 7階 7-A 会議室

出席：滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課	課長 石田 直人
	参事 川那辺 昌治
在宅医療福祉・認知症施策推進係	主幹 平山 幸治
在宅介護指導係	主幹 宮嶋 崇
介護施設指導係	係長 重富 啓太
介護・福祉人材確保係	主幹 宗 ちひろ
	主査 中村 哲治
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会	会 長 後藤 清
	副会長 有村 剛
	副会長 片岡 理佐
	副会長 角野 晃子
湖北地域介護サービス事業者協議会	(会 長 有村 剛)
彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	会 長 鈴木 則成
東近江介護サービス事業者協議会	(会 長 後藤 清)
甲賀市介護サービス事業者協議会	会 長 馬場 美紀
湖南市介護保険事業者協議会	(副会長 角野 晃子)
滋賀県南部介護サービス事業者協議会	会 長 吉村 明浩
大津市介護サービス事業者協議会	(会 長 片岡 理佐)
高島市介護サービス事業者協議会	会 長 西村 武博
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会	事務局 北川・藤本

1. 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)運用への継続的な支援について

湖南市介護保険事業者協議会

地域や事業所の実情に合わせた計画の作成は完了したが、「減算」にならない為の、「形だけのBCP」にならぬよう、引き続き、平時からの意識付けにつなげる取り組みが重要と考える。

○ 訓練の課題「地域との連携」「行政との連携」について

地域や事業所の実情に合わせた計画の作成は完了したが、「地域との連携した訓練のあり

方」について課題を感じる事業所が多い実態がある。自然災害発生時に助けを求められる関係であるには、平常時からの関係作りが重要と考え、地域を巻き込み有事を想定した訓練等を企画したいが、事業所が日常業務を行いながら計画立案をすることは困難で、故に地域住民・団体との訓練が実現しない実態がある。

必要な場合に「助けて」といえる関係構築の促進に向けて、第一歩を踏み出す契機として行政とも共同で、訓練の機会、企画検討の機会を作れないか。

あわせて、災害が起こった時、行政の福祉施設への対応策を明確にしてほしいとの声がある。実際の発災時には、県市町は、どのような支援・災害対応を検討されているか教えていただきたい。必要に応じ、自施設のBCPに盛り込む必要があると考える。

○「訓練」の機会の創設、備蓄について

施設種別によるが、どの程度の物・量を施設単位で備蓄すべきか学ぶ機会が欲しい。BCPの「作成」までの研修は、研修機会も多く確保されたが、作成義務化された今後は、「訓練」に特化した研修の機会をいただきたい。今後も最新の情報を基に、研修が開催されることを期待している。また研修会場については、湖北方面でも行われると、その地域の従事者も参加しやすいと考える。

○補助金制度の拡充について

備蓄や設備投資にかかる費用負担や活用できる補助金制度について学べる機会を求める。あわせて補助金制度のさらなる充実を願う。

○連携システムの構築・開発について

サービス提供中などに災害が起こった場合、地域に緊急避難をするケースも考えられる。その避難先で自施設職員だけでは最低限のケアも難しい場合も想定される。介護崩壊のリスクを考えると県内の介護業界、職能団体と協定し事業が発生した際には被災事業所の近隣にて従事者を確保（応援派遣）するために事前登録で緊急招集ができるようなシステムの開発と運用、財源の確保などをお願いしたい。

○「サイバー攻撃」に対するBCPについて

自然災害や感染症に対するBCP計画についてはガイドラインが出ているが、サイバー攻撃（インターネットセキュリティ）に関するBCPガイドラインも示して頂けないか。介護業界でもICT化が進む中で、サイバー攻撃に対する対策がどこまで進んでいるのかを学び、備える必要があると考える。

（県）

- 今年度は新規事業として、BCPに基づく効果的な訓練の進め方や訓練を踏まえたBCPの更新の仕方などを学んでいただける研修会を開催する予定なので、ぜひご活用いただきたい。WEB等も利用して、受講しやすい工夫も考えている。
- 現状の災害について、県では滋賀県老人福祉施設協議会と災害協定（災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する協定）を平成20年代に締結しており、発災時には

この協定に基づき被災施設等への応援等の対応をする予定である。能登半島地震の状況を踏まえた形にするなど、よりブラッシュアップしていきたいと考えている。

- 補助金の制度の拡充について、現在非常用自家発電についての補助は行われているが、備蓄備品コスト、施設の老朽水回りの補修についての費用は介護報酬に含まれているところもあり、全てを補助というのは難しいところもあるが、以前からいただいている意見ですので引き続き検討していきたい。
- 連携システムの構築・開発について、今現在発災時に用いるシステムとしては、全国共通の情報共有システムとして国が主導で進めている災害時情報共有システムが、稼働しているシステムである。昨年度までは国と県しか利用できなかったが、今年度からは各市町（県内19市町）が本システムを使用し情報共有できるようになった。新規システム開発というのは予算の都合上かなり厳しいが、国の方もこういう既存のシステムをより良い形で使えるよう計画を進めており（5カ年計画）、先述の災害協定等を活用し、ご提案のシステム運用に近い形で運用できるように研究を進めていきたい。
- サイバー攻撃に対するご提案のBCPについて、介護事業所には策定がまだ義務付けられていないが、医療機関においては、国はチェックリスト等、確認項目などを示している。介護事業所においても、このサイバーセキュリティ対策の重要性も今後増していくことは必然なので、国の動きも注視しつつ、介護事業者向けの確認項目等を示すことができないかお調べさせていただき。

（連合会）

発災時の情報共有システムは、こういった内容のものが共有されているか？

（県）

発災時に皆様自身が情報共有システムに入り、今どういう状況かを（電気、ガスであるとか細かいところも含めて）登録すると、国や県、市町が、その時の施設の状況を確認できる。現在も入れる状態であり、災害が起こった際（地震など）、また台風が予測される際に、毎回県から通知メールしているので、被災した場合はFAXを送るか、情報公開システムを利用されている場合はそのシステムからお願いしている。

2. 災害発生時の福祉避難所の受入れ体制整備について

高島市介護サービス事業者協議会

- ① 近年、全国各地で大きな災害が発生し、災害救助法が適用されるケースも増えてきております。

また、災害対策基本法の改正により、福祉避難所のガイドラインが改定され、受入れ施設側と調整ができた施設については、直接避難できるようになりました。

そのことと合わせて、個別避難計画を、本人・家族、ケアマネージャー（相談員）、地域（区長や自治会長）の同意のもと、作成していくことが必要となりました。

- ② 私たち介護サービス事業者も災害が発生した場合には、行政や地域との連携をしながら、被災者支援を行っていくこととなります。

その一つとして、福祉避難所の設置というものがあり、福祉避難所の設置においては、市町によって、指定される施設が決まってくるかと思いますが、可能なかぎり、圏域の事業者協議会など団体による包括的な契約を推進して頂ければと考え、提案させていただきます。

- ③ その理由といたしましては、本年発生した能登半島地震による被災者の方の受入れにおいて、福祉避難所の指定が重要であり、発災前から事前に準備できることは、準備しておいた方がよいと感じたからであります。

- ④ 高島市のグループホームでは、能登半島地震で被災された方 A さん（珠洲市、罹災証明のある方）を受入れました。

A さんは、発災時は、要支援（高島に避難後、要介護Ⅰ）で、施設に入所されている方ではありませんでした。

能登半島地震では、施設に入所されている方の受入れを、滋賀県内の施設で受入れできないか？という調整が、滋賀県老人福祉施設協議会や滋賀県介護老人保健施設協会など団体と調整をされていたとお聞きしましたが、施設に入所されておられない方が、避難生活により認知症が進行し、グループホームなどのサービスが必要になった方は、想定されていなかったのでは？と思われるます。

- ⑤ A さんは、珠洲市から加賀の旅館の 4 人部屋（2 次避難先）に避難されましたが、避難先での共同生活が難しくなり、配慮が必要となり福祉避難所のようなところでの生活が必要ということで、高島市に長男さんがおられることから、高島市役所の紹介で、グループホームへ受入られました。

- ⑥ A さんの利用料（部屋代や食費など）の請求について、高島市→滋賀県→石川県に下記のどれにあたるのか？確認をとりました。

- 1) GH を福祉避難所に指定し、災害救助法のもと公費扱い
- 2) 利用料を A さん又は家族が支払い、石川県に請求する
- 3) 自主避難とみなし自己負担となる

結果は、3) 自主避難扱いで、自己負担との回答でした。

- ⑦ そのことから、

福祉避難所に指定されていない事業所でも、災害が起こった時には被災者を受け入れることも出てくるのではないかと想像しますと、災害が起こる前に、福祉避難所の指定を彦愛犬さんのように包括的な結び方や個別であっても小さな事業所も含めるように進めておいた方がよいのでは？と思いました。

→災害が起こってから、福祉避難所の指定を取るといった事務手続きを、災害前に

行っておくことで、災害時の負担を軽減しておいた方がよいと思いました。

- ⑧ 滋賀県に福祉避難所を指定する権限がないと思いますので、難しいことだと思いますが、Aさんの利用料については、グループホームを福祉避難所に指定し、災害救助法のもと公費になるようにはならないのか？（他にもこのようなケースの方がおられるのではないかと？）と、どこにもいうことが出来ない思いを聞いていただけたらと思いました。
- ⑨ 請求などの事務手続きや被災者を受け入れた時の相談などの窓口も必要ではないか？と思いました。

（県）

- 県では、来年度以降の防災プランを作成中である。避難条件のあり方の検討や広域的な福祉避難所の検討、災害時の要支援者等に対する避難生活支援など、能登半島地震を踏まえてどのような取り組みができるか、その防災プランをどう書き換えていけるか検討している最中である。福祉避難所自体の所管は健康福祉政策課が担当し、福祉避難所の事務を担っている市町支援を行っているため、本要望を情報共有し、取り組みに生かすよう働きかけたいと考えている。
- 能登半島地震を踏まえた課題について、現在、国、特に内閣府の方で「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」というオープンな形のワーキンググループが今年6月から1～2週間に1度くらいの頻度で開催されており、その中でご指摘のこの災害法制における福祉の位置付けや被災者支援の検討課題が議論されている。この議論を注視しながら課題解決の方策を検討していきたい。

3. 介護支援専門員の処遇改善及び人材確保について

※別添参照資料あり

大津市介護サービス事業者協議会

介護支援専門員を取り巻く環境は非常に厳しく、2018年度の介護支援専門員試験から、受験資格が厳格化されたため、受験者数は6割に激減しました。平成29年度には320人の合格者がいましたが、平成30年度には53人、令和元年度には97人、それ以降令和5年度までは100名前後の推移となっております。また、資格保有者が高齢化により退職したり、介護支援専門員の業務は、家族支援やヤングケアラー対策、多頭飼育問題などにも対応する必要があるので、年々業務負担が増加しております。そのため、適切な休暇や労働時間の調整が困難な状況となっております。このように業務負担が大きい割には、業務に見合った報酬が受け取れないなど、今後は現場で活躍する介護支援専門員の数が大幅に減少することが予想されており、全体的な人数としては減少しているような状況です。

介護支援専門員の減少の原因の一つとして、法定研修（更新研修）の受講料負担が大い

に関係していると考えられます。東京都では、介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対して、必要な経費を補助されています。滋賀県でも同様の補助制度の設立を希望いたします。

または、滋賀県では介護・福祉応援貸付金として、「介護福祉士修学資金貸付制度」や「介護福祉実務者研修受講貸付」のように、研修受講資金を貸付、滋賀県内で介護支援専門員の業務に継続して2年以上従事されると返済が免除される制度の設立を希望いたします。

また、介護支援専門員は、介護報酬による処遇改善もされておらず、給与水準の見直しが急務であると考えます。東京都においては、令和6年度から、「東京都介護職員・介護支援専門員居宅支援特別手当事業補助金」が創設され、1月あたり1万円、勤続年数が同一法人で1～5年までの職員には1万円加算されます。

滋賀県で活躍する介護支援専門員の給与水準向上のために、独自の処遇改善策をお願いいたします。

東京都

令和6年度 介護支援専門員法定研修受講料補助

支援内容

介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対し、必要な経費を都が補助します。

- ▶ **対象経費**
介護支援専門員の勤務先事業者等が負担した、資格取得及び更新に必要な研修（法定研修）の受講料
- ▶ **補助基準額・補助率**
勤務先事業者等が負担した受講料の3/4を補助します。

条件

- ▶ **対象者** 都内事業所において、介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者（研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込の者を含む）
- ▶ **対象事業所** 居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等

※令和6年度 介護支援専門員法定研修受講料補助（東京都）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kensyuzyukouryouhozyo.files/gaiyou.pdf

（県）

- 介護支援専門員の問題は、今までもご意見をいただき十分大変な状況にあることは認識している。根本的な解決としてはその介護報酬における評価がないので、そこを制度上、職を改善することが大事だと考えており、何年も前から介護支援専門員に対する処遇改善を国へ要望している。
- 法定研修については、今まで県の手数料が1時間480円であり、数年に1回のスパンで見直しをしてきた。介護支援専門員の試験の要件が厳しくなった段階で受験者が減り、それに伴って県の収入も減った状況で同じ試験を行っている。激変緩和措置があるので、研修の手数料においても値上げはできないため、県の方で事務費を負担しながら研修や試験を行っている状況であることをご理解いただきたい。その結果、他の都道府県よりも平均約2,000～10,000円くらいは手数料が低い、研修の受講料が低い結果になっているので、そこで受講料の負担軽減にはつながっているかと考えている。
- 受講料も条例で定めているものに対して補助を行うことは難しい。ただ、別の制度を使

って少しでも負担軽減になるように、国の方で教育訓練給付制度を設けており、介護支援専門員の研修が対象になるということで、指定を受ける手続きを進めている。今年度の実務研修を皮切りに、対象外になる金額設定が安いものを除き指定を受けており、受講者の方の負担軽減を図る予定をしている。教育訓練給付制度は個人向けのため、事業所の方で負担されると個人の方には入ってこない。

※「教育訓練給付制度のご案内」配布

<https://www.mhlw.go.jp/content/001155029.pdf>

- 受講資金の貸し付けに関しては、介護支援専門員の負担軽減と確保と定着のための提案であると考えている。受講資金の貸し付け関係については、実際に県社協の方で介護福祉士実務者研修の受講料を貸し付けしている例があるが、おそらく介護福祉士の実務者研修よりも介護支援専門員の受講料の方が低く抑えられていることもあり、貸し付けに対して一定の需要があるのかを見極めなければならず、財源も基金のメニューがないものなので、念頭に置きながら今後様子を見ていきたいと考えている。
- 東京都の独自の処遇改善策の補助制度については、東京都の住宅コストなどが高いという地域特性がある上で実施されているものであるため、滋賀県で同様の対策をすることは難しいと考えている。
- 法定研修の受講料の負担軽減や生産性向上介護現場革新の方の業務改善などで現場の負担軽減を促進することによって今働いている方が定着してもらえるように頑張っていきたいと考えている。今年度、国の方で「ケアマネジメントにかかる諸課題に関する検討会」が開催されており、介護支援専門員の業務のあり方や試験、法定研修等の話が議題に上がっている。次回9月の中旬に開催されるので、その動向に注目しつつ、県の施策を考えていきたい。

(連合会)

この教育訓練給付制度についての質問、①いつから適用になるか、②またこの更新に対応するもので合格時に実務者研修を受ける費用が高額であるが対象か？

(県)

①実務者研修の指定を受けたので、今年度合格された方が受講される時にはこの制度が適用になる予定。今、周知に向けての準備を進めている。

②来年度からは対象になる研修は全て対象になるように10月締め切りで申請をするが、そちらに向けて準備を進めている。

(連合会)

法定研修は、今、滋賀県が実施している形で県社協とケアマネ協の方に委託をし、行

っているので、例えば県社協とケアマネ協が指定の実施機関という形をとって、県ではなく指定の実施機関が行う形に変わったら補助金を出してもらえるのか？また、変更可能なのか？県社協の指定管理の施設の中に入っているなので、その指定管理の関係も変更・見直しが必要なのかと思うが、その辺りはどうか？

(県)

介護支援専門員の研修で今、主任研修だけが指定管理の中に入っており、県の条例に基づいて1時間480円で行っているが、指定してもらうとなると、今介護支援専門員に委託している介護支援専門員試験も指定にするか委託にするか考えた時に、収入より支出の方が多く、それを指定でお願いするとなると赤を出しながらの状態になる。それをなくすためには、結局その収入の方の金額に跳ね返ってくるため指定は難しい。

(連合会)

他の都道府県はほぼ指定機関を取っており、基金によって時間、受講料を削減しているそうである。ただ、滋賀県は他の近畿の中でも安く、全国と比較しても安い。実際すでに受講料は補助が入っている、ということが受講者に伝わるような周知ができたらと思う。

(県)

激変緩和であげていっているなので少しずつだが、本来的には収入で賄わないといけないため、あまり大々的に「安くしている」と周知するのは難しい。

(連合会)

介護支援専門員が減り、なり手が減ってきているという現状が問題であり課題である。その原因の一つは受講料が関係しているのだろうか。介護支援専門員を増やしていく方法を考えていかなければいけないが、その前に今資格を持っている方々が介護支援専門員を続けていくためには、補助金なりその措置が必要であり考えていただきたい。

統計をみると、1年あたり、専門課程Ⅰは大体100名ちょっとくらい、専門Ⅱは300名くらい、主任講師が大体150名くらい、大体更新関係数500名くらいなので、1人1枚ずつ予算化すると500万円くらい、再研修でまた現場に戻ってくる人たちも補助していただけるようになると1000万円くらいの予算を確保できないかご検討いただきたい。

4. 人材確保とその定着について

湖北地域介護サービス事業者協議会

長浜市の人口は令和4年で前年比約730人減少、令和5年は前年比約900人減少と報告

されています。概ねここ数年は毎年約 700 人ずつ減少すると試算されており、その減少幅は令和 12 年以降加速度的に広がっていくものと予想されています。令和 5 年の総人口が 114409 人に対し、令和 27 年には 94866 人にまでの減少が予測されており、これは実に現在に比べて約 83%の人口に落ち込むことを意味しています。一方で 65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、2 年後の令和 8 年には高齢化率が 30.0%の大台に突入し令和 27 年に約 38%に達する見込みです。また令和 8 年度には全国における必要介護職総数は 240 万人と言われ、令和 4 年度の実働数を踏まえると 25 万人、毎年 6.3 万人を増やさなければならない計算になると報告されています。このような社会情勢の中で、地域に根差した継続的で持続可能な質の高い高齢者介護事業を展開していくためには多くの優秀な人材を獲得すること以外にないことは言うまでもありません。

しかしながら前述しました通り、湖北圏域長浜市においては人口減少が著しく、介護従事者人口の質も量もともに確保が極めて困難かつ悲観的な状況です。

長浜・米原両市ともに介護労働人口の確保に積極的に取り組んでくださっていますが、現下の状況においては滋賀県の強力なリーダーシップの発揮に期待するものであります。

まず、人材の獲得についてですが、湖北圏域に的を絞った人材獲得に限定せず、広く介護業界のイメージ改善を前面に打ち出した戦略をお願いしたいと考えます。大きな目印を県に掲げていただき、市が細部を担当し、各事業者が受け皿として求職者にアプローチしていくという三段構えの戦略です。株式会社平和堂が西川貴教さんを起用して企業イメージを盛り上げているように、県下の介護業界のイメージ向上と親しみやすさのアップを目指すには滋賀県という大きな組織にぜひ腰を上げていただきたいのです。

次に、よいイメージが定着・浸透し、この業界の門をたたいてくださる方が増加したら教育研修の場の整備が必要です。特に湖北圏域にはリハ職や介護職を育成する機関が極めて少なく、開催頻度も決して多いとは言えません。人手不足のなか、他のスタッフに業務負荷が掛かることを懸念し、資格取得のために南部地域まで行くことを諦める有意な職員は少なくありません。ぜひ湖北圏域に育成機関を県の主導で立ち上げていただければと願います。

また、昨年の意見交換会でも述べさせていただきましたが、外国人介護人材については今後ますます頼らなければならなくなることは明白であり、前述したとおり、遠方に出向いて研修参加しなくても済むよう、県が企画立案した e ラーニング教材などを配信して介護知識ならびに日本語習得学習の場を設けていただきたいと希望します。日常的には N3 や N2 などの言語習得に積極的に協力、指導はしていますが、介護用語や医療用語など、一部難解な言葉も含まれますので、こうした e ラーニング教材は母語での作成が望ましく、その費用負担は一法人あるいは一事業者では限界があります。県での製作をお願いするもの

です。

最後に、多言語に対応した通訳機関を設け、現場で発生する問題の即時解決にお力添えをいただきたいと思います。技能実習生や特定技能外国人職員には支援団体が必ず寄り添ってはいますが、緊急性の高い時や急を要する時に必ずしもタイムリーな対応をしていただけるわけではなく、徒に時間が経過することで問題が深刻化することもないとは言えません。ぜひ、県によってコールセンター機能を持つ多言語通訳機関を設けていただけますようご検討の程よろしくお願いいたします。

(県)

- イメージアップについては、「しがけあフェスタ」は令和3年度から取り組んでおり、今年4年目になる。過去の3年間は県の委託事業としてプロに入ってもらっていたが、今年度から介護業界団体の補助を出す形で変わっており、県も後方支援という形で色々発案し、参画している。インパクトのあるキャラクターなど良い案なので、ぜひ介護福祉士会が事務局を担っている事業なので、そちらへご提案いただくと良い。今のところは、19か20歳くらいのインフルエンサーのMumeiさんが2年連続関わっていただいております、企業イメージを盛り上げる西川貴教さんの存在に近い。滋賀県介護しごと魅力発信事業企画委員会（以下、魅力発信事業）に関しては、業界のかたの方で主導権を握ってもらえるので、自由に考えていただき、県もできるところをバックアップするという形でやっていきたい。
- 市町の方でも介護人材の確保や定着の取り組みに対して補助を行っている。その中に魅力発信事業の内容も含まれているので、県の方でも魅力発信事業を市町とどう手分けしていくか考える時期になっているので、効果的になるように考えていきたい。
- 湖北圏域の育成機関については、研修センターの県社協と人材センターが草津と彦根にあり、そこから更に何かを設けるといのは現実的に難しいが、ケアマネ研修や定着の外国人の方向けの初任者研修などについては、湖南のみにならないように湖北圏域でも行い、また湖北が難しければ湖東でも行うように県でも常に気を配っている。また会場が難しければオンラインにするなど、今後も意識しながら考えていきたい。ただ、外国人の方に向けての研修も一昨年くらいから頑張っているが、理解力をみるためにはオンラインで行うのは怖いところがあり、外国人の方向けの法定研修ではないものだが、今は対面で考えている。この意見を担当の方と共有し、オンラインやオンデマンド等も考えていきたい。
- 通訳機関を県が設置するという件については、困難だと考えているが、国際介護福祉人材センターによるマッチング支援や研修・交流会の機会などで育成環境を整備することにより、受け入れ事業所の負担軽減を図りたいと思う。

(連合会)

- イメージアップに関しては、魅力発信事業に関わらせていただく立場として、1つはなかなか当事者として関わらないと進み具合や魅力発信事業について伝えきれていない、団体として反省する部分も少しある。もう1つは、Mumeiさんが若い世代に爆発的な人気があり若手中心にイメージアップしていこうという流れの中で、そういった方を人選した経緯がある。
- 高島市は、若い人材の流出が進み、高齢化率37%と県内で一番となっている。また、近隣市町との接続が悪く、人材確保には移住を伴うケースもあり、事業所の魅力+地域の魅力といった要素が必要で、1事業所では限界があり、事業所同士の連携・協働が必要になってきていると感じている。

最近では、東京にある社会福祉法人武蔵野会さんが行われている「ふくしデザインゼミ」いう取組のフィールドワークを高島市で行うことができ、29歳以下の若者20数名が、高島市に2泊3日で来られて、まちをゆたかにするアイデアを形にする取組を行っている。この取組を通して、高島市に関わってくださる関係人口が増え、高島市に興味を持って下さる方や仲間が増えていくと移住や採用・定着の可能性が広がっていくのではと考えている。

5. 物価高騰に伴う事業継続の問題

甲賀市介護サービス事業者協議会

*光熱費、衛生物品、ガソリン代、事務用品、医療用品等全てが値上がりしています。各施設で工夫するのも限界です。利用者負担を増やすのも困難と考えます。物価高騰で事業継続は厳しい状況です。

①物価高騰はしても、必要な物品の量は変わらない。感染症対策を続けていくにはアルコール、手袋、マスク、エプロンは必需品です。

➡感染症対策物品だけでも支給や安価購入できるようにしてほしい。

②光熱費問題については、節水シャワーヘッドへの交換やLEDライトへの交換、2重窓へ交換、送迎車のハイブリッドまたはEV車への乗り換え等を検討しているが費用面で踏み切れない。

過疎地域（湖北、甲賀地域から意見あり）においては、事業所から遠い地域への支援は移動距離が長い（人件費）、ガソリン代問題で支援が困難。近場での支援を優先してしまいます。ただし、遠距離でも行かなければ経営上厳しい時もある。

中山間地域の方からは、「同じ介護保険料を払っているのに支援を受けられないのはおかしい」等のご指摘もいただく。

➡補助金制度があれば教えてほしい（補助金制度の発信）

- ➡継続的な補助金制度を希望します（ガソリン代や送迎車補助金検討）
- ➡介護保険とは違った制度や財源から支援をいただくことで改善できる方法があれば教えてほしい。

③入浴業務のコスト問題。厳しい環境での業務、設備高騰（浴室物品は単価が高い）にも関わらず介護保険での単価は見合っていない。

- ➡次回介護報酬改定での入浴単価の見直しを国へ要望してほしい。
- ➡利用者負担が厳しいのなら県で対策を検討してほしい。

（県）

- 物価高騰に伴い介護報酬が増えていくことが基本だと思っている。この度、介護報酬が1.59%上がったところだが、物価高騰に追い付いていないという点は承知している。近畿民生部会（近畿府県民生主管部長会議…滋賀県からは健康医療福祉部長が出席する会議）からも介護報酬の改定について国へ要望しているところである。
- 衛生用品について、かかり増し経費が発生した場合には、補助してきた。
- 光熱費問題についての補助金制度は、現在利用できるものはないが、今後利用できる制度があれば、集団指導の場等で周知したいと思っている。
- 継続的な補助金制度の希望については、介護報酬の中に含まれている費用において、県として新たに事業を追加することは困難な状況であるということをご承知いただきたい。
- 介護保険とは違った制度や財源から支援をいただくことで改善できる方法については、昨年度もご要望いただいている内容だが、省エネ設備や再生エネルギー設備の導入について、産業支援プラザで次世代自動車の普及促進事業を行っているのご活用いただきたい。

（連合会）

現状の介護報酬の入浴介助加算については、在宅でも入れるようになるための入浴の練習などの業務に対して、低いと感じる。入浴介助加算は、前回の改定はあったものの介護報酬の中で見直しがされていないように感じており、職員の入浴介助の負担を考えたら、もう少しあげてもらいたいという思いが現状ある。

（県）

介護報酬の中に含まれている部分について新たな補助を県の方ですることは、現状困難である。次の介護報酬に向けてということであれば、物価高騰等の影響も含めてわかる範囲で情報の共有をお願いしたい。

（連合会）

地域の中でなくてはならない業界である仕事を支えるために、例えば企業や法人などで、地域に滋賀県に貢献したい、災害時に支援したいと思っているところがあれば、支援を受けたい側の間に県の方に入ってもらっていただきマッチングしていただけると解決できることもあるかと思うので提案したい。

(県)

今のご提案である繋ぐという部分には県でもできることはあるかと思うので、その都度対応させていただきたいと思う。報酬の関係でどうしてもコストに見合わないであるとか他にもいくつかあるかと思っているが、その部分を県が単独費で埋めるというのは現実的に難しい。当然、市町にも協力してもらおうという話しになるが、現実の話しとして考えられる状況にないかと思っている。報酬改定は3年に1回あり、その都度、国の方には特に課題だと思われることについては個別に意見しているので、次回の改定の議論のタイミングで滋賀県として困っている状況を伝えていきたい。

6. 訪問介護事業所の窮状と支援について

東近江介護サービス事業者協議会

2024年1-4月の「老人福祉・介護事業」の倒産は51件（前年同期比45.7%増）で、同期間ではこれまで最多の2020年の43件を大幅に上回った。51件のうち、最多は訪問介護の22件（同22.2%増）。※東京商エリサーチ

訪問介護の今回の基本報酬の引き下げは、地域に根ざして活動する小規模な事業所の経営に大きな打撃を与えている。基本報酬引き下げの根拠とされているのは、介護事業経営実態調査で訪問介護が+7.8%と、全サービス平均の収支差率(+2.4%)を大きく上回っている点だが、サ高住併設事業所を含むこと、小規模事業所の調査結果が反映されていないという懸念がある。

介護職全般が不足しているが、ヘルパーの求人倍率は1.5倍を超え特に深刻な人材不足が続いている。要因として、利用者の体調不良や入院等でのキャンセルが多く収入の不安定イメージがあること、在宅環境に合わせた介護の難しさ、カスハラの起きやすい環境下での業務、燃料費の高騰も影響し自家用車を使用する業務を敬遠する等があげられる。結果、高齢化も進み問題になっている。

近い将来、訪問介護事業所の廃業が相次ぐ可能性があり、在宅介護サービスの要となるサービスの窮状を理解できていない。事業所の自助努力で乗り越えるのは非常に厳しく、放置すべきではない。

滋賀県として、小規模事業所を中心に手厚い補助等検討を頂きたい。訪問介護事業の魅力発信、労働環境整備の支援、カスハラ防止対策等、人材確保につながる方策、安心して働ける環境づくりをお願いしたい。また、就業へのハードルが高い状況を解消すべきであ

り、在宅ヘルパーについて学べる、業務に就く機会を後押しする研修会等の実施も検討してもらいたい。訪問介護員を積極的に養成するしくみづくりが急務であると考えている。

(県)

- 訪問介護については、基本報酬引き下げや訪問介護員の高齢化により、事業所運営や人材確保が非常に厳しい状況にあると認識している。その中で、在宅で暮らす高齢者を支える訪問介護サービスの提供体制を整えるために、報酬改定の際には、より詳細な経営状況の把握及び分析の実施を国へ春に要望したところである。令和6年6月から適用及び一本化となった新加算の介護職員等処遇改善加算について、訪問介護事業所の加算状況を把握して加算が取得できるよう周知を行ってきた。訪問介護事業所限定とはしていないが、介護職員等処遇改善加算の取得促進事業を実施中であり、この事業において、介護職員等処遇改善加算の取得方法の講義や加算取得希望者への訪問等を実施して、訪問介護事業所について支援しているところである。
- 人材確保に関するところで訪問介護については、初任者研修や実務者研修の受講料を補助することで訪問介護員として働いてもらう資格をもってもらう補助をしている。訪問看護・訪問介護事業所における暴力・ハラスメント対策マニュアルを作成しており、それを事業所向けに、施設系や通所系の方にも参加いただける形で研修をし、継続的に実施してその対象を拡大している。今年度は、利用者やご家族向けのハラスメント防止啓発リーフレットを作成する予定であり、看護協会の方と一緒に進めている。こちらは今年度作成したものを、市町や事業所にお渡しし、来年度以降どう活用していくか、ターゲットとなる人にどう届けていくかというところを考えている。
- 魅力発信事業の方は、しがけあプロジェクトがどちらかということと施設系の事業所で働く介護職員の方にターゲットがいつているので、そこを通所系や訪問系や介護支援専門員・訪問介護員等へ細分化していかないといけない課題を認識している。訪問介護の方で新たにアンバサダーの方に出ただけいたら、その方を核として何か考えていきたいと思っている。
- 訪問介護事業所に向けては、研修事業の方を補助しており、ヘルパー協会の方が実施されているが、育成定着というところで研修の費用などを補助している。また、ヘルパーを育てていく研修ができないかという要望について、市町の方で出している補助金の中で、研修を地域の方で行ってもらえるように出しているものがあるので、そちらでみてもらえたら地域でヘルパーを育ててそのままマッチングにも繋がりやすいのではないかと考えており、市町の方に提案していきたいと考えている。
事業者の共同化大規模化を支援しており、過去からも小規模法人ネットワーク化の補助金があるが、事業者の共同化大規模化による職場環境改善事業という側面が違う似たような事業を今年度予定している。小規模法人のネットワーク化の既存の方は社会貢献のところに取り組んでもらわないといけない要件が入っているが、こちらの職場環境改善の方は生産性向上に取り組んでいただくという側面が要件に入っている。おそらく近々行動することになるかと思うが、そういった補助金を利用していただいて、共同化大規模化生産性向上などにより、人材の確保と合わせて効率化の面で取り組んでいきたいと思っている。

(連合会)

訪問介護事業所は、東近江も含め、小規模の事業所が非常に多く、先ほど話があった加算の取得も高いパーセンテージのものがなかなか取れる現状にない。研修も時間帯を考えないと参加できないという実態があり、いろんなメニューを見せてもそれに応えられない人員体制だったりするため、その中でどうするか難しさを非常に感じる。何らかの形で規模を大きくするなど、そういう方法しかないのかもしれないが、そう言っている間に廃業していく実情もある。

7. ケアプランデータ連携システムについて

滋賀県南部介護サービス事業者協議会

滋賀県内の利用状況を WAM NET(注 1)にて確認したところ、98 事業所であった。市町単位での一覧を作成後、法人名調べたところ 33 法人にとどまった。

サービス種別ごとでは、要となる居宅介護支援 19 であったが、サービス提供事業者他は表の通りである。

一方、滋賀県内の介護サービス事業所数(注 2)は、4447 であり、居宅介護支援 445 と 1 割にも満たない状況である。

また、導入をすすめている法人によると、法人内での導入決定後、WEB サイトでの利用申請、ソフトのインストール、電子証明書、からはじまり、製品アプリのダウンロード、PC 設定、などを経て利用にいたるようであるが、データ連携システム特設サイトでのチャットのやり取りや IP アドレスの変更、ベンダー企業などとのやり取りなど、日頃 PC の設定画面を日常的に触る者でも 30 時間以上を要する事となっているとのことである。

また、「導入の意思決定を行ったにもかかわらず、ライセンス取得に至らなかった事例もあるのではないか」との声も上がっています。

生産性を向上させるための生みの苦しみは、中小の事業所には大きな負担が申し掛かっています。

そこで、①ケアプランデータ連携システムにかかる普及啓発、②市町地域包括支援センター委託を所管する担当課への啓発、③として各事業者の導入決定後から、稼働にいたるまでの間、現地や

居宅介護支援	19
福祉用具貸与	15
特定福祉用具販売	15
通所介護	12
地域密着型通所介護	5
通所リハビリテーション	4
認知症対応型通所介護	1
訪問介護	8
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	2
短期入所療養介護	3
短期入所生活介護	2
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	3
小規模多機能型居宅介護	1
認知症対応型共同生活介護	1
最終更新日：2024 年 7 月 4 日	

電話・リモートにて、事業者をサポートする体制の構築をお願いしたく要望いたします。

注 1： WAM NET トップ>介護現場の生産性向上関連情報>ケアプランデータ連携システム利用状況>地域別の一覧から探す(都道府県選択) の画面では 98 事業所と明記されている。(市区町村選択)の画面では合計 91 事業所。

※「介護サービス情報公表システム」からデータ取得ができなかった事業所(PDF 形式:1,086KB)から転記を合わせると 98 事業所となるが守山市内に同事業名が複数存在する。また「株式会社ヤサカ野洲営業所」が野洲市・栗東市に記載あり。

注 2： 県滋賀県>県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護 滋賀県内の介護サービス事業所一覧(令和 6 年 7 月 1 日現在)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/304610.html>

(県)

- ケアプランデータ連携システムにかかる啓発について、当該のシステムは事業所間でデータ連携することで初めて効果が発生することから、多くの事業所で導入が進むよう 集団指導等で事業者向けに周知を現在も行っている。今後も集団指導等で周知していきたい。地域包括支援センターが導入主体となり、活用が図られることから、市町に対しても積極的な活用を図る周知を行っている。
- サポート体制の構築については、県としてすぐ対策するのは困難であるが、色んな導入にあたり活用事例の情報提供をお願いしたい。また、国へより良いものとなるような働きかけをしていきたいと思っているので、課題があれば情報共有をお願いしたい。

(連合会)

データ連携システム導入にあたり、手間・時間の削減による大幅なコスト削減が見込まれる。どこまでデータが取れるかまだ模索中ではあるが、いくら浮いたかという数字を参考資料として提示できるよう今現在準備しているところである。居宅介護支援事業所が近隣の事業者を集めて居宅同士で勉強会をされているが、病院に情報提供するためにびわ湖あさがおネットを使おうという話とデータ連携システムとの抱き合わせで「ICT化をしませんか」という勉強会を草津で始めさせていただくという流れを今現在作っている。そういった場で、コスト削減のデータがある程度提示できるようにし、広がっていけばというところを目指している。

8. 認知症になっても安心して住める滋賀県に

彦根愛知犬上介護保険事業者協議会

少し前のことになりますが、認知症の利用者様が買い物に出かけ支払いをするのを忘れ店外へ出てしまいました。警察の方が来られ「こんな状態やったら施設に入れろ」と叱責

を受けました。「施設にいれたらこんなこともおこらん」と警察の方から人権無視ともいえる対応をされました。管理者として店側に説明をしましたが受け入れず、店の方針で認知症であっても告訴され警察の取り調べに何時間も拘束され、本人が認知機能低下もある状態で一人で警察署に連れていかれ、分からない書類にサインをさせられました。このように店側や警察に務めている方の認知症への理解が乏しく、認知症者が犯罪者であるという扱いをされたことに介護保険事業所では何もできません。このような課題がたくさんあると思います。認知症になっても犯罪者にならない取り組みを滋賀県に考えていただきたい。これからもっと高齢者、認知症を患って暮らす方が増える世の中です。認知症者を犯罪者と決めつけないでいただきたい。警察をはじめ、住民に認知症をもっと理解いただき、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをしてほしい。

(県)

- 本件において市町が行う認知症サポーターなどによる支援の仕組み作りを支援していくとともに、認知症サポーター養成講座の周知啓発、また、認知症月間といった機会を捉えた認知症に関する普及啓発、ホームページ・SNSによる情報発信など、市町と一緒に認知症の理解促進を行っているところである。また、市町においては、企業や小中学校など様々な団体に向けて認知症サポーター養成講座の受講の働きかけを行うなど、認知症を正しい知識と対応方法について普及啓発に取り組んでいるところである。
- 県庁内においては県職員に向けて認知症サポーターの研修をしている。今回の話を聞いて、県警の方に研修会受講の提案をしている。数年に1回行っている研修なので、今年度か来年度かはわからないが、前向きに進めていきたいと思っている。

(連合会)

滋賀県は認知症フォーラムを毎年開催していただき、他府県と比べると、認知症の取り組みはしている方である。しかし、地域の実情としては、迷惑のかかる人は排除するという考え方が見られるところがあり、お店の方や警察へ、また病院等へもなかなか認知症の理解が広がらない難しさを感じるので、より住みやすい町づくりをお願いできたらと思う。

全体を通じて、

(県)

- 市町や皆様の努力により介護保険制度としては回ってきていると思うが、この先を考えると、人材不足の話してあるとか、制度的に報酬が実態的になってないのではないかという課題はあるので、そこをなんとかして乗り切るための方策を考えていく必要がある

る。

特に人材に関しては、本当に大きな課題だと思っており、考えると、やはり外国人の方にいかに活躍していただくかというところが一番大きい今後のテーマになっていくのではないかと思っているので、検討し、しっかり考えていきたい。

- 訪問介護に外国人の方が初任者研修を受けることによって来年度には解禁されるという話があり、その可能性を単純に考えれば従事できる方が増えるという話になるが、先ほどの話にあったように実はスキルがある人でないところと、そこへ5年くらいで変えるということが、ほとんどの方が従事してうまくいくのか、そこは見極めていきたいと思っているが、率直なご意見がもしあればお聞きしたい。

(連合会)

- 外国人の方が一概に良い悪いではなく、訪問介護に行けるか否かは事業所の判断かと思う。日本で生まれ育った外国籍の方もおられ、そういう方だと日本の文化になじんでおられるので、外国籍というだけの問題ではない。

ただ、現在の外国人職員については、実際、日本語のところであったり、生活援助に対しても文化の違いを感じたりする事が多い。在宅でお過ごしの方はしっかりされた方もおられるので、1対1で利用者の受け入れと考えると、今すぐは少し難しいかもしれない。1点気になるのは、移動手段が自転車だけなので、湖北圏域などのバイクや車がないと訪問介護に行けないという状況に対応できるかである。滋賀県の国際人材センターの方にも伝えているが、日本語習得の勉強があるが、バイクの免許を取得合格できるような合格講座というような勉強もしていただかないと、交通の便のところで引っかかってくるのではないかと思う。

- 1年間施設の新規受け入れ停止処分が行われた特養の虐待事件について、事業者協議会としては特に何も接点はないが、情報をいただきたい。我々事業者協議会としては、残っている従業員に対して誰かが見守りつつサポートし、問題なく、働く環境が整えられているか等の心配をしている。

(県)

その施設長と4月時点からだと週に何回か、今でも2~3週間に1回くらい相談をしている。我々も施設に赴いてお話を聞いたり、職員間で何かあったことに対しても野洲市と共にサポートしている状態なので、その施設自体、職員の方がお辞めになったり新規の入職者もないという現況も聞いているが、できるだけ県としてもサポートし、常に密に個人的にメールでやり取りをし相談させてもらっている状況である。

(連合会)

具体的には思いつかないが、我々、使っていただける範囲で使っていただいて良いかと

思っており、関わりたくないわけではなく、心配しているがどうしてよいかわからないという状況であるということで、ご意見等あればお願いしたい。

(県)

施設系というのもあり、滋老協の方としてもその辺は大変重要と捉えており、会長からも各会員にあえて強くメッセージを出している。背景が色々あるだろうと想像のつく部分でもあり、今起こりうる状況があるかなと思う。